

令和元年 11 月 12 日

事務担当
三重県農林水産部 豚コレラ対策チーム 矢野、世古 電話：059-224-2027
畜産課 中村、巽 電話：059-224-2544

## 県内豚コレラ発生農場における事業再開について

令和元年 7 月に豚コレラが発生したいなべ市内の養豚農場においては、防疫措置完了後、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第 14 および同指針留意事項 65 に基づく環境検査の結果、農場内の清浄性が確認できたため、本日（11 月 12 日）、豚を再導入し、事業を再開しました。

### 1 事業再開までの経緯

令和元年 7 月 24 日	豚コレラ発生
7 月 30 日	防疫措置完了
10 月 30 日	農場封鎖期間終了
11 月 5 日	清掃、消毒等の確認のため、県が立入検査を実施
11 月 9 日～10 日	農場の清浄性を確認するため、県が環境検査を実施 (検査結果：豚コレラ陰性確認)
11 月 12 日	豚を再導入（繁殖候補豚：82 頭）し、全頭に豚コレラワクチンを接種 事業再開。今後、順次、豚を導入予定

### 2 今後の対応

- ・家畜防疫員が、同農場の飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認します。
- ・同農場は、豚コレラ感染野生いのししが発見されている地点から半径 10km 圏内にあるため、今後、監視対象農場として飼養豚の異状の有無の報告を毎日求めます。

### ※別紙添付

別紙 1：「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第 14 および同指針留意事項 65

別紙 2：県内監視対象農場一覧表

## 第14 家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

なお、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

### 【留意事項 63】 豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等を再導入する場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

- 1 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- 2 農場内の飼料、排せつ物等に含まれる豚コレラウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

### 【留意事項 64】 ワクチン非接種区域における豚等の再導入について

ワクチン非接種区域の農場が豚等を再導入する際は、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。  
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- 3 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。

- 4 豚等の再導入にあたっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

**【留意事項 65】 ワクチン接種区域における豚等の再導入に関する事項**

ワクチン接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚を導入することとし、ワクチン非接種豚を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ② たい肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡豚保管場所
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（たい肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

- ① PBS で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、PCR 検査を実施。
- ② 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。
- ③ 拭き取り後のガーゼ等は PBS 入り遠心管に懸濁し、PBS から PCR 用の遺伝子を抽出する。

(4) PCR 検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の PCR 検査で判定する。

(5) 個別の PCR 検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

## 2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

県内監視対象農場一覧表

2019/11/12

設定理由	該当農場	監視対象期間		備考
		開始日	終了日	
野生いのししで陽性が確認された地点 (岐阜県養老町小倉地内)から半径10 km以内の区域にある農場 (設定日:6月7日、事業再開のため豚を 導入した日:11月12日)	A農場	6月8日(土)	7月24日豚コレラ発生 により監視中断	
		11月13日(水)	当面継続	※豚の再導入により、監 視再開
野生いのししで陽性が確認された地点 (桑名市地内)から半径10km以内の区 域にある農場 (設定日:9月13日)	B農場	9月14日(土)	当面継続	
	C農場	9月14日(土)	当面継続	
	D農場	9月14日(土)	当面継続	
	E農場	9月14日(土)	当面継続	
	F農場	9月14日(土)	当面継続	
	G農場	9月14日(土)	当面継続	
	H農場	9月14日(土)	当面継続	
野生いのししで陽性が確認された地点 (菰野町地内)から半径10km以内の区 域にある農場 (設定日:11月7日)	I農場	11月8日(金)	当面継続	
	J農場	11月8日(金)	当面継続	
	K農場	11月8日(金)	当面継続	
	L農場	11月8日(金)	当面継続	

計 12農場